

市町村廃棄物担当部等の長 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）

本県の産業廃棄物対策の推進につきましては、日頃から御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、令和 2 年 1 月 22 日付け環境省環境再生・資源循環局長通知（環循適発第 2001225 号、環循規発第 2001223 号）により、廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について周知依頼がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルスに関連した感染症について、国内でも感染者が確認されている状況に鑑み、医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年 3 月環境省。以下「マニュアル」という。）に基づき、下記のとおり、必要な措置の実施のための指導監督についてよろしくお願いします。

記

新型コロナウイルスは現在、感染症法上の類型は定まっていないが、マニュアル「1. 5 国際的に脅威となる感染症について」に基づき、感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取扱いについて、マニュアルに基づく対策の徹底が必要となる。

また、医療関係機関等は感染性廃棄物の処理を委託する際には、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」等を活用し、性状や注意事項との必要な情報を提供する必要がある。

その他の措置について、詳細等はマニュアルを参照すること。